

貸金庫規定

2021年2月1日現在

(反社会的勢力との取引拒絶)

第1条 この貸金庫は、第11条3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は借用申込をお断りするものとします。

(格納品の範囲)

第2条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- (1) 公社債券、株式その他の有価証券
 - (2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - (3) 貴金属、宝石その他の貴重品（ただし、壊れやすいものは、格納できません。万一、き損した場合は当金庫では責任を負いません）
 - (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 2 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をおことわりすることがあります。

(契約期間)

第3条 この貸金庫契約（以下、「本契約」といいます。）の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、本契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(利用手数料)

第4条 貸金庫の利用手数料は、別表1の料金表により1年分を先払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用手数料に充当します。

なお、当初契約期間の利用手数料は、契約時に契約日の属する月を1カ月として、その月から月割計算により支払ってください。

- 2 利用手数料は第15条の規定に基づき変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用手数料を月割計算により返戻します。

(鍵の保管)

第5条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

(貸金庫の開閉等)

第6条 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

- 2 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、開閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- 3 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(届出事項の変更等)

第7条 印章を失ったとき、または印章、名義、代表者、代理人、住所その他の届出事項の変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

- 2 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(印章、鍵の喪失時等の取扱い)

第8条 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。

- 2 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。
なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(印鑑照合等)

第9条 貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

(損害の負担等)

第10条 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このため生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

- 2 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- 3 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(解約等)

第11条 本契約は、借主の申し出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうへ貸金庫を直ちに明け渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

- 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直に、前項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) 借主が利用手数料を支払わないとき
 - (2) 借主について相続の開始があったとき
 - (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - (4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することにより本契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明け渡してください。
 - (1) この貸金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (2) 借主が貸金庫借用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (3) 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前各号に準ずる者
 - (4) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為
- 4 第1項から第3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または、契約期間の満了日に属する月の翌月から明け渡しの属する月までの利用手数料相当額を月割計算により支払ってください。
- この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。
- なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日の第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- 5 第1項から第3項の明け渡しに3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- 6 利用手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。
- この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

(貸金庫の修繕、移転等)

第12条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急措置)

第13条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。

このため生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第14条 貸金庫の借用権は譲渡、転貸または貸入れすることはできません。

(規定の変更等)

第15条 当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上

<別表1> 料金表

種 類	規 格	利用手数料
第1種	高さ 80mm 幅 296mm 長さ 581mm	9,900円(税込)
第2種	高さ 120mm 幅 296mm 長さ 581mm	13,200円(税込)
第3種	高さ 180mm 幅 296mm 長さ 581mm	19,800円(税込)